**医療訴訟事件の進行についての御連絡**

 岡山地方裁判所民事部

　当庁では，医療訴訟事件を適正・迅速に処理するため，争点整理及び証拠の提出・申出について，次のような取扱いをしておりますので御協力ください。

なお，取扱いについて疑義がある場合は，遠慮なく，担当書記官にお尋ねください。

**第１　争点整理について**

**１　診療経過の確定**

　前提となる事実関係を早期に明らかにするため，特に必要のない事案を除き，以下の順序で，診療経過一覧表の作成に御協力をお願いします**（別紙記載例参照）**。

　なお，診療経過一覧表は，客観的な診療経過を一覧的に明らかにすることを目的としていますので，診療録や看護記録等に基づいた客観的事実を記載し，評価にわたる事柄（過失，因果関係等に関する評価）は準備書面において主張してください。診療録等に記載されていない事実（当事者の記憶のみに基づく事実）を記載する場合，斜字体にして表記する等，診療録等に記載された事実とは区別して記載するようにしてください。

　**被告による診療経過一覧表の原案作成・提出**（原則として第１回弁論準備手続期日までに提出）

　まず，被告は，当該訴訟において必要と思われる範囲で診療経過一覧表の原案を作成し，そのデータ（ＵＳＢ，ＣＤ－Ｒ等）とともに原告に（裁判所には書面で）提出してください。書式データは，お持ちのものを使っていただいても構いませんし，当庁のホームページよりダウンロードしていただくこともできます。なお，争点が確定していない場合には，骨子のみの記載でも差し支えありません。

　**原告による診療経過に対する認否・反論**（できれば第２回弁論準備手続期日までに提出）

　被告から提出を受けたデータを使用して，記載例を参照の上，被告が記載した診療経過について争うべき点がある場合は，その部分を明らかにして原告の主張する客観的経過を，「原告の主張」欄に記載した上で，上書き保存して診療経過一覧表を作成し，そのデータ（ＵＳＢ，ＣＤ－Ｒ等）とともに被告に（裁判所には書面で）提出してください。

　**被告による「診療経過」欄の整理**（できれば第３回弁論準備手続期日までに提出）

　被告は，により「原告の主張」欄に記載された診療経過のうち争わない診療経過を，「診療経過」欄に改めて記載した上で，上書き保存してそのデータ（ＵＳＢ，ＣＤ－Ｒ等）とともに原告に（裁判所には書面で）提出してください（「原告の主張」欄はそのまま）。

　**原告による「原告の主張」欄の整理**（できれば第４回弁論準備手続期日までに提出）

　原告は，の被告による記載を受けて，「原告の主張」欄の記載を整理した上，上書き保存してそのデータ（ＵＳＢ，ＣＤ－Ｒ等）とともに被告に（裁判所には書面で）提出してください（「診療経過」欄はそのまま）。

　「診療経過」欄は被告側のみが，「原告の主張」欄は原告側のみがそれぞれ手を加え，互いに相手方の欄には手を加えないようにしてください。

　追加訂正をした場合は，その箇所を明らかにするためにアンダーラインを引いてください。

　ないしの作業を必要に応じて繰り返し，裁判所と当事者双方で協議の上，診療経過一覧表を完成させていきます。

　別紙に診療経過一覧表の一例及びないしの作成手順の一例を示します。

　裁判所には，最終的に完成した診療経過一覧表をデータ（ＵＳＢ，ＣＤ－Ｒ等）と書面で提出してください。途中経過のものは，原則として書面で提出していただければ結構です。

　また，提出する際には，診療経過一覧表に表紙を付して，作成日時，作成事項等を記載して，履歴を明らかにしてください。

　完成した診療経過一覧表は，争点整理手続が終結した段階で，当事者の陳述として調書に添付することを予定しております。

　被告医療機関を受診する前後，あるいはこれと並行して被告以外の医療機関を受診している場合，当該医療機関における診療経過一覧表を別途作成することも考えられます。その場合，原告と被告のいずれが一次的にその診療経過一覧表を作成するか，裁判所と協議させていただきます。

**２　上記１の診療経過に基づく過失や因果関係の存否等に関する主張**

　当事者は，上記１により最終的に作成を終えた診療経過を前提として，過失や因果関係の存否等の主張を行うことになります。その際には，医学的根拠を明らかにし，裏付けとなる文献等があれば，後述の要領で書証として提出し，書証番号を引用してください。

**３　争点整理表の作成**

　双方の主張が出そろった段階で，「争点整理表」により，双方及び裁判所間で争点とこれに対する主張を確認することがあります。

**４　立証計画の確認**

　双方に対し，争点整理期日において，立証計画を伺いますので，御用意ください。

**５　その他**

　必要に応じ，専門用語集，投薬一覧表，検査結果一覧表等の作成をお願いすることがあります。

**第２　書証について**

**１　書証の提出時**

**　書証は下記２の区分に従って，速やかに提出してください。**

　入手していない書証（他院における診療録等）がある場合には，直ちに入手し，速やかに提出してください。

　また，**文書送付嘱託，調査嘱託の申立て，当事者照会等が必要な場合は，第１回口頭弁論期日前や争点整理手続の初期段階から**，これを行ってください。

**　証拠説明書（具体的記載のあるもの）を必ず提出してください（民訴規則１３７条１項）。**

　下記２の書証の区分に対応して，証拠説明書もＡ，Ｂ，Ｃ号証の各符号ごとに，必ず，それぞれ別書面として作成してください。

　証拠説明書の立証趣旨欄には，当該書証によって証明しようとする事実を具体的に詳しく分かりやすく記載してください（調書の書証目録の作成に際し，原則として証拠説明書を引用する取扱いとしておりますので，証拠説明書（特に標目）の記載は正確にしてください。）。

**２　書証の提出区分**

**提出される書証は，以下の区分に従って，符号，書証番号を付けてください。**

　（例）　甲Ａ第１号証の１　　乙Ｂ第５号証

　明確に分類できない書証は，Ｃ号証として書証番号を付していただくことになりますが，御不明な点があれば裁判所にお問い合わせください。

　**Ａ号証　→　医療・看護・投薬行為等の事実経過の確定に関する書証**

（例）　診療録，看護記録，レントゲンフィルム等の各種検査記録，診断書，処方箋，投薬指示書，服薬指導の際の説明書，転院の際の医師作成の紹介書，患者作成の問診票，手術同意書，障害認定書，死亡診断書，死体検案書，死亡確認書，刑事記録，診療経過に関する陳述書

　**Ｂ号証　→　医療行為等の評価，一般的な医学的識見その他これに類する書証**

（例）　私的鑑定書，医学専門書，医事論文，研究会等の報告書，専門雑誌，新聞の医療記事，専門用語の解説書，研究書，解説書，法医学鑑定書

　**Ｃ号証　→　損害立証のための書証，紛争発生後に作成された書証等Ａ号証及びＢ号証に属しない書証**

（例）　治療費に関する領収書，通院交通費等の領収書・明細書，給与所得の源泉徴収票，職場からの解雇通知書，保険会社の査定書，示談書，除籍謄本，戸籍謄本，損害についての陳述書

**３　各書証提出に当たっての注意事項**

**　診療録等**

　原告が準備されている場合もありますが，原則として，被告における診療録等は被告から提出してください。

　送付嘱託により送付された診療録等は，送付嘱託を申し立てた側から提出してください。

　診療録は外来と入院及び診療科目を区別した上で，各診療録ごとに書証番号及び

ページ数を付してください（これらの番号には枝番号は使用しないでください。）。

提出する際は，**必ず，全て右下に通し番号（頁番号）を付してください。**

　**①外国語で記載された部分，②判読が困難な部分（難解な略語を含む）**には**翻訳・注意書き**を付してください。

　翻訳は，診療録の写しに，直接赤ペンで記載するか，翻訳の部分にラインマーカーで印を付けるかの方法で記載していただければ結構です。

　なお，検査表等が重ねて貼付されている場合には，各検査表等に①，②等の番号を付してください。

　いわゆる電子カルテは，出力条件や印刷条件によって印字される内容やその順序が異なることがあるため，その提出範囲や提出方法について検討を要する場合は，裁判所に御相談ください。

**　写真，レントゲンフィルム，ＣＴ画像，ＭＲＩ画像その他の画像**

　**撮影者，撮影対象，撮影年月日及び撮影場所を明確にし，必要に応じて説明書を**

**添付**してください。フィルムにトレーシングペーパー等の透明な紙を被せて説明書きをしたり，画像をコピーあるいは図示して説明を付したり等，方法は問いません。

　細かくて分かりにくいような場合は，画像をパソコンに取り込み，パソコン上で矢印等の説明を付けたものをプリントアウトして書証とする方法によってください。画像等が電磁データとして保存されている場合は，ＣＤ－Ｒ等の記録媒体に複写の上，提出してください（必要に応じて，印刷したものの提出をお願いすることがあります。）。なお，裁判所において閲読可能な形式とするよう留意してください。閲読に当たってＰＣに専用のアプリケーションをインストールする必要がある場合は，閲読できないことが多いです。

**　医学文献等**

　重要部分にラインマーカーで印を付けた上，必ず奥書（雑誌の場合は表紙）を添付し，出典を明らかにして提出してください。重要部分に外国語が含まれている場合は，翻訳を付けてください。

　基本的な文献（本件患者の病気や，治療内容，手術の術式等，事案を理解する上での基礎的知識に関するもの）は，早期に提出してください。

　医薬品の添付文書（能書）及び診療ガイドラインは，早期に提出してください。

　過失の立証に供する文献については，改版に留意し，診療行為の時点におけるものを提出してください。

**　私的意見書（私的鑑定書）**

　**作成医師の経歴，専門科目，実務経験**のほか，意見書作成に当たり**前提とした事実関係，作成医師の経歴，専門科目，臨床経験，参照した資料を記載するとともに，参照した資料を必ず添付**してください。

　損害関係書証

　訴え提起後の早い段階から，御提出下さい。